

第四節 産業・商業・交通

〔1〕 腰林の木数に関する報告

熊野町 織田家「諸事上り控帳」

覚

一 腰林木数凡七百六拾本

内

拾本

大木（長四間以下廻り四五尺以下）

百五拾本

中木（長三間以下廻り貳尺四五寸以下）

六百本

小木（長貳間以下廻り壹尺七八寸以下）

右之通ニ相違ひ無御座候 以上

〔宝曆七〕
丑ノ六月四日

庄屋

太兵衛

御山目附矢野村

五左衛門殿

〔2〕 御建敷の枯竹元伐の願い書付

織田家「諸書附上り控」

覚

ひの原
一 御建敷老ヶ所

安芸郡

川角村

但から竹

右者猪鹿立籠り諸作を荒し百姓共□竹処近年作方へ茂不熟仕、別而惣百姓浮世過ニ至迄難渋落入、其上来春ハ春茂長ク御座候故、渡世難相凌相見ヘ氣毒奉存候得共、外ニ致方茂無御座候ニ付、何とそ御慈悲之上、右御建敷之内枯竹并右竹□相応之御運上銀被為召上候而、元伐リ御赦免被為成被下候者、町方ヘ伐リ出し売払、渡世之便リ仕度可存候、為其乍恐書付を以奉願上候、此段宜敷様被仰上可被下候、以上

〔宝曆九〕
卯正月

長百姓 与三郎 印

同 次郎助 印

庄屋

太兵衛殿

Ⅱ 資料 編

右之通惣百姓共奉願候ニ付、書付指上申候、御慈悲

虫

御赦免被為成被下候者、難有可奉存候、以上

〔宝曆九〕

卯正月

庄屋

太兵衛

林 豊六郎様

箕浦多平太様

岡田岩右衛門様

〔3〕 檜に関する調査の回答書

織田家「諸書附上り控」

覚

安芸郡川角村

一檜木御用ニ付、有無之書付指上ケ候様ニ被為仰付奉

畏候、当村ニ者御用ニ相立申間寸之檜木無御座候、

為其書付指上申候、以上

〔宝曆十二〕

巳六月

庄屋

太兵衛

安芸郡
沼田

御役所

〔4〕 楠に関する調査の回答書

織田家「諸書附上り控」

覚

安芸郡川角村

一此度御用楠木御尋被為成承知仕候、当村ニ者楠木無

御座候、為其書付指上ケ申候、以上

〔宝曆十二〕

巳六月十四日

太兵衛

安芸郡

御役所

〔5〕 秤に関する調査の回答書

織田家「諸書附上り控」

覚

中緒五十め掛り

一れいてんぐ 杓挺

持主百姓弥七郎

本緒杓貫目掛り

一千木秤

杓挺

同 百姓吉兵衛

右之通相違ひ無御座候、以上

〔宝曆十一〕
巳十月廿六日

庄屋

安芸郡

太兵衛

御役所

御役所

但シ式通差上申候

安芸郡

御役所

上りひかえ

覚

安芸郡川角村

一畝数六反

不植書附差上申候分

〔6〕 田方植付状況報告

織田家「諸書附上り控」

覚

安芸郡川角村

五反式畝

六月朔日雨が植付仕候

残八畝

植附相成不申候

高八拾九石三斗五升式合
一畝数八町六畝式拾三步

田方毛附

内

高八拾八石五斗六升七合
七町九反八畝式拾三步

（只今迄植付仕候分）

右為御注進、書付指上申候、以上

午六月

内 高三拾式石六斗式升
式町三反三畝

早稲毛

高五拾五石九斗四升七合
五町六反五畝廿三步

中晩田毛

高七斗八升五合
八畝

但シ中晩田毛

（植付相成り不申分）

右之通ニ御座候、以上

午六月

庄屋

藤野徳右衛門様

池田与右衛門様

森岡半右衛門様

長 貞平様

II 資料編

覚 安芸郡川角村

一田方植附、五月六日〆植初メ、六月十五日迄ニ植仕

廻申候、為御注進書付差上ケ申候、以上

〔宝曆十二〕
午六月

庄屋

太兵衛

安芸郡

御役所

〔7〕 生雉子御用に付回答書

織田家「諸書附上り控」

覚 安芸郡川角村

一生雉子御用ニ付、取出し候もの有無之書付指出候様

ニ被仰奉畏候、吟味仕候得共当村ニ者取出し申もの

無御座候、為其書付差上申候、以上

〔宝曆十二〕
午十月

庄屋

太兵衛

割庄屋矢野村

孫太郎殿

〔8〕 楮起畠借入銀返済残銀について

織田家「諸書附上り控」

覚

一銀百拾式匁

〔楮起畠年賦銀高式百八拾匁
辰年〆五ヶ年賦、午年迄返上銀残

右之通、年銀返上残銀、如此ニ御座候、以上

宝曆拾三年未九月

安芸郡川角村庄屋

太兵衛

御紙藏

〔9〕 腰林より材木伐り出し願書

織田家「諸書附上り控」

覚 安芸郡川角村

一本家老軒 但〔梁式間
桁三間〕 百姓弥七

此繕入用材木

一松式拾本 但〔長式間
廻老尺四五寸

右私本家柱替繕入用材木ニ御座候間、私腰林大谷山ニ
而奉願上候、此段宜被仰上可被下候、以上

宝曆十四年申正月

庄屋太兵衛殿

右之通願出申候ニ付、私立会吟味仕候處、相違無御座候間、何卒願之通御赦免被為成被下候ハ、難有可奉存候、以上

庄屋

太兵衛花押

粕谷十郎兵衛様
土屋喜右衛門様
平野 軍 次様
林 勘左衛門様

[10] 桜御用に関する回答書

織田家「諸書附上り控」

覚

安芸郡平谷村

一桜之木御用ニ付、有無之書付指上ケ候様ニ被為仰付奉畏候、当村ニ者御用ニ相立候桜無御座候、為其書付指上ケ申候、以上

(宝曆十四)
申十月十五日

第三章 近世の資料

孫太郎殿

太兵衛

[11] 御建藪垣根修理費請求書付

覚

安芸郡川角村

織田家「諸書附指上申控帳」

一火の原御建藪老ケ所

一くひやた三拾束

但 (五尺手抱ニソ老束
ニ付代銀貳分宛

此代銀六匁

一遣縄七束五房

但老束ニ付四分ツ、

此代銀三匁

一調夫七人

但老人ニ付老匁老分ツ、

此賃銀七匁七分

銀ノ拾六匁七分

右御建藪垣繕諸入用銀御下ケ被為成被下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、為其書付指上ケ申候間、仕取次被成可被下候、以上

(明和二)
酉三月

庄屋

Ⅱ 資料 編

弥七郎

御山目付熊野村

宇平次殿

此代銀拾五匁七分毫厘
(老匁ニ付
六百匁かえ)

内

拾五匁

午分入銀

差引七分毫厘

〔12〕 矢篋竹御用ニ付回答書

織田家「諸書附指上申控帳」

覚

安芸郡川角村

一矢篋竹御用ニ付、有無之書附指出シ候様被為仰付奉

畏候、吟味仕候得共当村ニ者無御座候、為其書付差

上申候、以上

(明和二)
酉七月

庄屋

太兵衛

御山目付矢野村

庄三郎殿

〔13〕 皮楮代銀勘定書付

「織田信家記録」(表紙欠)

一皮楮九貫九百目

川角村

〔14〕 楮仕入銀貸付関係書類提出届

「織田信家記録」(表紙欠)

覚

一銀拾六匁

安芸郡

川角村

右安永四年楮為御仕入銀御貸被為成難有慥ニ受取、割
符仕楮持主共へ貸渡シ可申候上者、人別判形帳差上可
申、為其役人判形仕差上可申候、以上

安永三年午十二月

庄屋四郎右衛門

御紙藏

但此分別紙ニ納差上申事

〔文化六〕
巳霜月九日

割庄屋

清左衛門

〔15〕 皮楮御請場所を海田市に復する願書

広島市安芸区中野・野間文雄家「郡方諸御用跡控」

覚

一皮楮御請場所、是迄海田市ニ御座候処、右受払役仁保島禎藏へ被仰付、当年は仁保島へ相納メ候様御紙方被仰出、右ニ付瀬野筋村々・熊野七郷共別紙兩通之通り、私共迄敷出申候、仁保島ニ相成候而へ坂・小道等ニ而馬・荷物往来難出来仕趣、誠ニ運送失却余程之儀ニ御座候而、楮持之者共一統難渋至極仕候由ニ御座候間、何卒是迄之通、海田市ニおいて御請被遣候様ニ相成申候へ、楮持之者共進ミも付、出精可仕奉存候、依而書付取次差上申候間、御判断被成遣、海田市ニおゐて御受被仰付候様奉願上候、此節伐り蒸仕、無程津出し仕候時節押移り申候ニ付、呉々も早々益御判断被成遣可被下候、以上

第三章 近世の資料

〔16〕 登録済みの榎木伐採禁止に関する書付

「川角区共有文書」

安芸郡川角村御帳附榎持主人別帳

覚

川角村

西和田
一榎屯本

長三間

持主
孫吉

廻り式尺七寸

但木有所が矢野村浜迄里程凡七里半

同所
一同屯本

長屯間半

同

吉右衛門

廻り式尺

右同断

山の神
一同屯本

長式間

同

九郎右衛門

廻り式尺三寸

II 資料編

右同断

木数ノ三本

右者百姓腰林之内御帳附ニ御座候処、此度村方へ御入込被成、森山御見分之上、寸尺数改、前段之通り積り仕差出し申候以来、隋分盛長仕候様相守可申由被仰付奉畏候、風折或者水入枯木等ニ相成申候共、御願不申上候而者、枝葉ニ而茂伐り採申間敷候、為後日役人共持主印形仕、帳面差上申候、以上

文化八年未七月 庄屋

四郎右衛門[㊦]

御山目附矢野村

勘 平 殿

同熊野村

祖平次 殿

〔17〕 村々の鍛冶屋の年間鉄使用量報告

野間文雄家「郡方諸御用跡控」

覚

一郡中村々鍛冶屋共遣ひ候鉄凡一ヶ年分何程之儀ニ有

之候哉相約、様子申上候様被為仰付奉畏、則組合村

々相しらべ申候処、左之通申出仕候

一鉄四百貫目程

中野村鍛冶 利 助

一同百六十貫目程

熊野村鍛冶甚兵衛弟子 庄 藏

〔中野村〕
当村鍛冶利助弟子 政兵衛

ノ 七百四拾貫目程

一同百八拾貫目程

奥海田村鍛冶 庄九郎

一同百六拾貫目程

同 千左衛門

一同三拾貫目程

同 藤右衛門

ノ 三百七拾貫目程

一同百三拾貫目程

海田市鍛冶 貞 平

一 同百三拾貫目程

一 同七拾貫目程

ノ 三百三拾貫目程

一 同貳百五拾貫目程

ノ

一 同八百貫目程

ノ

一 同三百八拾貫目程

ノ

一 同百貫目程

一 同七拾貫目程

同

潤兵衛

同

甚藏

船越村鍛冶

八右衛門

矢野村鍛冶

倉次郎

坂むら鍛冶

柳藏

大屋村鍛冶

清三郎

吉浦鍛冶

半三郎

同

儀三右衛門

ノ 百七拾貫目程

合 三千百四拾貫目程

右之通ニ御座候、尤鉄買先之儀者広島鉄問屋并可部町
奈原屋文左衛門方ヲ買受申候趣申出仕候、即組合村々
辻寄せニシテ差上申候、以上

〔文化十一〕
戊七月六日

割庄屋 中野村

安芸郡

清左衛門

御役所

〔18〕 紫根に関する調査の回答書

織田家「諸書附控帳」

覚

安芸郡川角村

一郡中村々ニ紫根作立、上方或者当所商人共へ売払候
者者無之哉、様子申出候様ニ被為仰付奉畏奉候得
共、当村ニ者紫根作り候者無御座候、左候得者、売
買ニ仕ものも無御座候、為其書附指上申候、以上

〔文化十二〕
亥五月

庄屋

四郎右衛門

割庄屋上瀬野村

野村孫左衛門殿

〔解説〕紫根とは紫（ムラサキ科の多年草）の根を乾燥したもので、皮膚病の薬や紫色の染料として利用された。

〔19〕金銀取引に関する調査の回答書

織田家「諸書附控帳」

覚

一金銀両替取引筋之儀、度々被為仰出奉畏居申候、尤当村二者売買人茂無御座候故、銀札取引計仕、正金銀取扱仕もの売茂無御座候、此後金銀取扱之者も出来仕候ハ、御触示し之通、急度相守可申候、為後日請書指上申候、以上

〔文化十二〕
亥五月

庄屋

四郎右衛門

野村孫兵衛殿

〔20〕

鍛冶職人に関する調査の回答書

織田家「諸書附控帳」

覚

安芸郡川角村

一其村々之内、家計鍛冶無之哉申出候様ニ被為仰付奉畏候、当村徳兵衛と申者、釘鍛冶仕居申候ニ付、御用被為仰付可被下候、為其書付指上申候、以上

〔文政三〕
辰三月十日

庄屋

四郎右衛門

割庄屋上瀬野村

野村孫兵衛殿

〔解説〕 中国山地の^{たたら}焔で作られた鉄は、長割鍛冶・千割

鍛冶などの手を経て商品化されたが、これらの工程で出た碎けた鉄・荒鉄や雑鋼などの雑鉄類を用いて、釘の下地や農具・庖丁・小刀・大工道具などの鉄地を作ったのが釘地鍛冶であつた。いわゆる村の鍛冶屋とよばれるのは、水役鍛冶で、日用の鉄器加工を行つていた。川角村には水役鍛冶はおらず、時々村に回つて来ては、しばらく滞在して注文の品を作つていたようである。

[21]

山まゆに関する回答書

織田家「諸書附控帳」

覚

安芸郡川角村

一先達而被仰付御国産之儀ニ付、山まゆ之儀被為成御尋奉畏候得共、当村ニ者百姓腰林等立木無御座、其上松山ニ而御座候得者、山まゆ居不申、尤少し者居申候得共、絹座へ指上申候程之事も無御座候、左候得者村内ニ而つむぎ等ニ織申者も無御座候、為其書

第三章 近世の資料

付指上申候、以上

〔文政三〕
辰八月

庄屋

野村孫兵衛殿

四郎右衛門

[22]

楮の増産に関する調査の回答書

織田家「諸書附控帳」

覚

安芸郡川角村

一当立楮増方受書指出候様、被為仰付奉畏候、当立楮之儀者、前ニ三步増程ニ相見へ申候、為其書付指上

申候、以上

〔文政三〕
辰十月廿八日

庄屋

四郎右衛門

紙楮支配役上せの村

平右衛門殿

[23]

榎実・干菜等の貯蔵に関する報告書

織田家「諸書附控帳」

II 資料 編

覚

安芸郡川角村

一 檉実 老石 三斗五升

当春中喰申候

一千菜^{ママ}三百れん

当春中喰申候

内

貳百拾れん

当春中喰申候

百拾れん

秋越ニ相成申候

一 木葉・大豆葉 四拾俵

内

貳拾九俵

当春中喰申候

拾老俵

秋越ニ相成申候

右之通百姓貯置申候、以上

〔文政四〕
巳正月

庄屋

四郎右衛門

割庄屋上瀬野村

野村孫兵衛殿

〔解説〕 端境期の非常食料として貯蔵されている品々に関する報告書で、毎年一月に指し出されている。檉実はどうぐり、干菜と木葉については、その種類は不明である。大豆葉は、その若葉または柔い葉を採取し、茹でてから乾燥して貯蔵した。

〔24〕 大坂滞銀調査の回答書

織田家「諸書附控帳」

覚

安芸郡川角村

一大坂滞銀取扱候者有之候へ、様子申出候様ニ被為

仰付奉畏候得共、当村小村之儀御座候得者、商人等

茂無御座候、其外上方ニ而金銀取引仕もの老人茂無

御座候、為其書付指上申候、以上

〔文政四〕
巳七月

庄屋

四郎右衛門

割庄屋上瀬野村

野村孫兵衛殿

〔25〕 櫛植付に関する報告書

織田家「諸書附控帳」

覚

一村々高外之地へ櫛^{はせ}植付之儀、数度被仰付奉畏候得

共、度々申上候通、当村ニ者植附申場所無御座候、

尤腰林・山等へ心見^{ママ}ニ少々植附置申候得共、一向生

立不申候、為其書付差上申候、以上

〔文政九〕
戊五月五日

野村孫兵衛殿

〔26〕 諸職人水役運上納入に関する回答書

織田家「諸書附控帳」

覚

一郡中村々諸職人并青染紺屋之内、水役運上差上候様
ニ被為仰付奉畏候得共、当村ニ者諸職人青染紺屋共
者無御座候、尤左官職老、当正月御願申上候処、
半役御免御座候、此外者無御座候、為其書付指上申
候、以上

〔文政九〕
戊六月

四郎右衛門

野村孫兵衛殿

〔27〕 水役銀半役に関する請書

織田家「諸書附控帳」

覚

一下左官老

六兵衛

安芸郡川角村

右之通、当正月御願申上候処、半役御免許御座候、為
其書付指上申候、以上

〔文政九〕
戊六月

四郎右衛門

畑賀村庄屋

徳兵衛殿

〔28〕 腰林の松売払いに関する報告書

織田家「諸書附控帳」

覚

安芸郡川角村

松元伐八本

腰林主百姓五助

一頭風呂式拾四荷

代拾貳匁 老荷ニ付五分定

此御拾歩銀老匁八分

一枝葉拾老荷

代三匁三分 老荷ニ付三分定

Ⅱ 資料 編

此御拾歩銀三分三厘

メ式^メ式^メ三分三厘

右者当村百姓五助腰林ニ而売払薪、先達而御赦免被仰付、此節伐払御注進奉申上候処、御入込御見分之上、前段之通り御約メ被遣、依而御拾歩銀井□ちんとも取立奉差上候、以上

〔文政十〕
亥十二月廿二日

庄屋

四郎右衛門

御山目附

祖平次様

〔29〕 楮苗下げ渡しに關する願ひ

織田家「諸書附控帳」

覚

川角村

一楮苗五百九拾七本

右者村役人共立会植場見合申候処、小内所前段之通り、苗入用ニ御座候間、御下渡し被為遣候へ、難有仕合奉存候、為其書付指上候、以上

〔文政十二〕
子正月

割庄屋

野村孫兵衛殿

四郎右衛門

〔30〕 瓦焼入用の松葉、こんにゃく、れんげについての

報告

覚

安芸郡川角村

織田家「諸書附控帳」

一此度被為仰出候品々、左之通ニ御座候

一瓦焼御入用松葉

〔座村者何れへ指出申候而も不便利ニ御座候尤御山所も無御座候故不自由ニも御座候〕

一こんにゃく作り不申候

一れんげ之種植付申候得共、老本もはへ不申候

メ

右之通ニ御座候

〔文政十二〕
丑六月十九日

四郎右衛門

野村孫兵衛殿

[31] 菜種の收穫量に関する報告書

織田家「諸書附控帳」

覚

安芸郡川角村

一 菜種四斗五升 但老反ニ付三斗出来

右者当夏作上ケ仕申候、尤矢野村ニ而売払申候、為其

書付差上申候、以上

〔文政十二〕
丑七月

庄屋

四郎右衛門

野村孫兵衛殿

[32] 蕨粉に関する報告書

織田家「諸書附控帳」

覚

安芸郡川角村

一 此度被為仰出候蕨粉之儀、段々相弾メ見申候得共、

当村者土地悪ク御座候故、当村ニ者至而蕨不自由ニ

御座候、少々ハ御座候得共、蕨粉ニ仕程之事ハ無御

座候、為其書付指上申候、以上

〔文政十二〕
丑十月

野村孫兵衛殿

四郎右衛門

[33] 撰種試植に関する報告書

織田家「諸書附控帳」

覚

川角村

一 先達而御下ケ渡し御座候撰種録植試可申、右得失相

約メ様子申出候而被為仰付奉畏候、則稻・麦・大

豆・小豆其外諸品廿種植試候得共、得失之味礪共相

知不申候、追々植試、委細相知可申奉存候、右御尋

ニ付、右通り書付ヲ以奉申上候、以上

〔天保元〕
寅三月七日

代次郎

野村孫兵衛殿

[34] 左官職廃業に関する報告書

織田家「諸書附控帳」

一 当村下左官半役六兵衛と申もの、御帳附ニ而永年職

仕居申候処、老歳ニ相成申候ニ付、当年限り左官職

相止申度願出、尚又同人弟子貞助と申もの、矢野村

住人ニ御座候間、此者ニ譲り呉候様ニ申出候間、左

様思召、以来御運上銀右矢野村貞助方、御取立被

成可被下候、為其書付差上申候、以上

〔天保三
辰極月〕

庄屋

代次郎

割庄屋

太兵衛殿

〔35〕 胡麻売買に関する書付

織田家「御触書写帳」

（前欠）

当郡之内ニハ從來白胡麻作り立候者多ク在之候也、此

節専ら元入すニも有之候間、油方へ差出候得ハ凡左之

直段賄候、余ハ品之善惡ニ寄直段申値有之候趣に付、

多少ニ不拘差出候様可被申請哉、早々約メ合様子可被
申聞也

一 上白胡麻 石ニ付正銀百七拾四五^マ匁

一 中 同 百七拾匁

一 下 同 百六十五匁

以上

〔嘉永二〕
酉七月廿四日

熊野直次郎

油方元^メ役

割庄屋

清水利兵衛殿

前書写之通り被仰出候ニ付、村々共作り立候者油方御

場所へ差出候得者、相当之御直段ニ御買上ニ相成候、

尤直段高下ニ寄り外方へ売払度義ハ勝手ニ取計候様ニ

との御通達ニ御座候間、村々共早々御承知可被成、為

其写シ致廻達候、以上

〔嘉永二〕
西七月廿八日

油方元ノ役
割庄屋
清水利兵衛

右村々

御役人中様

〔解説〕 広島藩は灯油生産の原料となる菜種・綿実・胡麻に関しては厳しい統制を加え、毎年その作付面積・取量を藩府へ報告しなければならなかった。この史料では、藩府が買い上げ価格を示しながら、もっと高値で売れるならばそちらで売ってもよい、としていることは、従来からの全て藩府の一手取り引きといった統制が、緩和されている点から注目される（通史編二二八頁参照）。

〔36〕 拾歩一銀納入に関する書付

織田家「御触書写帳」

態申遣候

左之村々山林ノ矢野村へ背負出し候諸色、兼而先年ノ拾歩一銀差出シ可申筈之処、近来樵出シ候者一円右拾歩一銀差出申不申、御聞及之通当御改革已来被下物并諸上納御建リ合被仰出候ニ付、内実迷惑筋ニ相成申故、

第三章 近世の資料

已来矢野村境ニおいて右出荷物拾歩一銀取立可申候間、此旨村内樵出シ候者へ不洩様御聞置可被成、為其如此ニ御座候、以上

〔嘉永二〕
西十月

御山目付

矢野村 菊右衛門

本文之趣ニ付差向御面談申度義御座候間、近日之内御役人中之内御老人小子宅へ御出役可被成、為其付紙着申進置候、以上

右村々

御役人中様

〔37〕 馬飼葉買入れに関する書付

織田家「御触状控帳」

(一)

態申遣ス

馬飼葉飼草京都ニおゐて御入用ニ付、是迄御勘定所之手ニ而追々御買入被差登候得共、難行届由、然ル所近

Ⅱ 資料 編

々殿様京都へ被成御座候御様子ニ而、御馬御家中馬共多数京都宿へ逗留ニ相成、忽飼葉草等差間ニ付、郡方ニおゐて取集早急被差登候筈ニ而、近郡村々ニ而持合せ候者有之候得者、多少ニ不限御買入ニ相成度段申来候間、村々早急相志らへ、志宜差出シ方之儀可申談候、右ニ付手附差出シ委細可申談ニ付、承居可申者也

(文久三)
亥正月十八日

安芸郡御役所

割庄屋四人

見習 老人

(二)

(前略) 御用銅葉仕立方等之義左之通被仰付候間、此段御承知可被下候

葛葉

壹丸ニ付目方

豆葉

拾貫目ツ、ニして

但かつら除キ、随分能干立候事

一千草

右同断

但土砂芥類成丈ケ撰除、丈ケ長之葉ハ三四寸位ニ

小切

本文三品共目方拾貫目ツ、定置候得共、葛高物故品物取扱ふリ不便利之廉も有之候へハ、右貫数々者下目乃至九貫目或者七八貫と申様余者、荷作り之メ合ニ寄、少々ツ、目方輕量荷組之大小出来候共、受引致セ候事

付書之事

御買上御値段

一葛葉拾貫目

代拾壹匁

一豆葉同

代九匁

一上干草同

代七匁五分

一千草同

代六匁

ノ

但西ノ御藏へ着ケ候駄賃共

一俵形こもにて調ひ申、三所縛リ候事

一御代銀見込員數御申出候へハ、御差銀内渡シ取計可

申候

一品もの受引、日々朝五ツ時手始メ取計せ、夕八ツ

時限り相止、尤取引懸り候而、無抛刻限過候義ハ格別之事

但本文之趣ハ候得とも、翌日之間之朝六ツ時^ア々星九ツ時限り受引致せ候条、其心得ニ而、成丈朝之内持出候様可取計、刻限過持出候分ハ、見取翌日ヘ相廻シ候事

一左之日並、受引相休候事

十二日 十三日 十八日 廿一日 廿三日

廿四日 廿六日

右之通り相心得、尤俵形兩口ヘ生かつら生干之十□不相用様、菰藁ニ而口メ、品もの仕立方荷作等念入、左之通俵江差札相添、其札之表ヘ模形之通り書キ付差出せ候事

長卷尺四五寸

御用懸り熊野村
御用葛葉何貫目 祐四郎

御川口45寸
44

此裏ヘ村々葉主名前書候事

付リ、手業ケ間敷分勿論成者、手守護惡都而見本ヘ劣り候品類者、此元ニおゐて見取候節、悉刻去可申候事

以上

御勘定所

御軍用方

〔文久三〕
亥六月

安芸郡熊野村

与頭同格 祐四郎

〔38〕 銅類御買上げに関する書付

織田家「御触状控帳」

(一)

態得御意得候、今度大砲御鑄立ニ付、差向銅御入用之趣ニ而、松浦富三郎様御廻村右御買上之御示談兼而御承知可有御座候得共、至而差急候御事之由、此節孫兵衛留守中ニ付、上組之处私より取約メ早急差出候様ニとの事ニ御座候間、此段御承知取急御取約メ書附相添

Ⅱ 資料編

私宅へ御差出シ可被成、右急キ如此御座候、以上

〔文久三〕
亥三月七日

酉上刻

割庄屋見習

藤原太郎

(二)

態申遣ス

当時勢柄之義ニ付、左之品差向御用ニ候条、早々取り
約メ帳面江記シ、御役所江差出シ可申もの也

一銅類

一焰硝用瓦土

以上

〔文久三〕
亥三月

村方御役所

(三)

覚

一銅代三拾七匁式厘

(八月十日ニ
平谷村より受取

内

三十七匁分八厘 当村へ受取

差引残リ

四厘

過錢

右□老通村々々受取書とも、

右之通り熊野村へ直ニ送申候

[39] 腰林より自家薪伐り出しに關する書付

態申遣

織田家「御触状控帳」

郡中村々百姓共、腰林之自分遣ひ用之薪、元伐御願、
是迄ハ度毎願書差出し免許申付候処、彼是失却筋之儀
ニ付、厚判断ヲ以、村役人手元限リ差免シ候事ニ申付
候条、此旨相心得、不メリ之儀無之様、手堅取計可
申、尤山毛上ハ早魃洪水等変難之手当ニ付、荒透候而
ハ不相濟ニ付、夫等之所村役人共厚見計候義肝要ニ
候、就而ハ御山方ニおゐて一ケ年之高、取約メ有之筈
ニ候条、元伐度毎山田村へ送、案内之様子、与合村々

へ得斗可申聞者也

〔文久三〕
亥八月

安芸郡御代官所

割庄屋四人

同見習老入

所々御関所

御番所衆中

〔41〕 病人の村継送りに関する書付

織田家「諸書附控帳」

覚 口上書之事

〔40〕 往来手形

織田家「諸書附控帳」

一

娘つき

右之者宗旨之儀者代々真言宗ニ而、拙寺旦那ニ紛無御座候、此度四国順拜ニ罷出候間、所々御関所無相違御通可被下候、行暮候節者一宿等奉願上候、若又何国ニ而病死等仕候も、以御慈悲を其所之御作法ニ御取置可被下候、勿論国元へ御触届ケニ及不申候、為後日依而一札如件

文化十四年 二月

徳正寺

庄屋 要蔵

第三章 近世の資料

一私儀、去丑七月、四国順拜ニ村方を罷出候処、下向道去ル四日当所へ罷越し、御宿之儀御願申上候処、早速御宿被仰付被下候処、不計病氣付、御た介^{ママ}ニ相成り、難有奉存候、勿論御医師御懸ケ被下、御薬服用仕、少し快御座候へ共、急ニ全快難計奉存候ニ付、一日茂早ク生所江罷帰リ度奉存候間、何卒御憐愍ヲ以、早々御送り被為遣候ハ、難有仕合奉存候、依而口上書差上申候、以上

〔文政元〕
寅五月十三日

豊田郡小林村 庄三郎

女房 そて

娘 つき

同 ため

Ⅱ 資料 編

川角村

御役人中様

豊田郡小林村迄

所々御役人衆中

覚

一病人

豊田郡小林村

小三郎^{マヤ}

覚

安芸郡川角村

一病人

豊田郡小林村^{マヤ}小三郎

外ニ女房子供^{マヤ}人

外ニ女房子供^{マヤ}人

一所持之品

づた袋

三つ

茶わん

三つ

往来手形

式通

忌物

右旅人当所ニ而病氣付、役人共申談療用相加へ少し快

御座候得共、歩行難相成ニ付、生所豊田郡小林村届ケ

呉候様相願候ニ付、当所支配之役方へ申出、差図之

上、当所も送り出し候間、御取猶御心被添、順々御送

リ届ケ可被成と存候、已上

〔文政元〕

寅五月十三日

安芸郡川角村

〔文政元〕
寅五月

庄屋

四郎右衛門

安芸郡

御役所

安芸郡熊野村も

庄屋 四郎右衛門

往来手形一札之事

豊田郡小林村 庄三郎

女 房

娘ため

〔解説〕 旅行途中で不慮の病いに倒れた場合の措置を示す史料である。川角村から本人の出生地である豊田郡小林村（現三原市）まで、通送される仕組みや、通行手形の文面など、参考になるものである。この他にも川角村から肥前国佐賀まで、病人を送った記録も残っている。

〔42〕 分銅改めに関する調査の回答書

織田家「諸書附控帳」

覚 安芸郡川角村

一此度分銅御改ニ付、所持之銘々指出候様被為仰付奉畏候得共、当村ニ者分銅所持之もの、無御座候、為其書付指上申候、以上

〔文政五〕
午十月十一日

第三章 近世の資料

御用懸リ

割庄屋見習府中村

彦兵衛殿

〔43〕 往来一札之事

当村百姓伝吉俣

直太郎

「織田信家文書」

一 右之者、此度予州江持ニ罷出申候、国々御関所無滞御通し可被下候、宗旨ハ代々浄土真宗ニ而、同国広島光円寺旦那ニ紛無御座候、何国ニ而茂病死等仕候共、此方江及御届ケニ不申候、其所之御作法通御取計可被下候、依而往来一札如件

安政六年

芸州安芸郡

未正月

川角村庄屋

四郎右衛門⑧

国々所々

御関所

并村々御役人衆中

Ⅱ 資料 編

[44] 車の使用を認める触書

織田家「御触状控帳」

態申遣ス

諸道中筋御用荷物其外少々車相用被運候場所ハ車ニ而運送り不苦、尤小形ニ造り立、往來之妨ニ不相成、道橋破損不致様心を用引廻申趣等、別紙之通公儀被仰出候付、於郡中も便利次第車製作いたし運送り不苦、尤所々寄人馬等稼筋相通り、又ハ道橋破損いたし候様ニ而ハ不相濟之条、此旨相心得、前後心ヲ付、第一往來之妨不相成様厚申付候様、組合村々へ不洩様相触可申者也

〔文久三〕
亥七月十三日

安芸郡御役所

割庄屋 四人

同見習 老人

覚

一、人足拾人
駕籠老丁

川角村

右者松平大膳大夫様御下り、明廿五日海田市御泊リニ而廿日市越し継人馬駕籠御入用御割賦ニ御座候間、明廿五日夕七ツ時迄ニ例之通り海田市御差出シ可被成、当度も人馬見改メいたし候間、人名書付御調へ人馬頭江為持、右時刻御延引なく御差出し可被成候、名出方不遅様御取計可被成、此段得御意候、以上

午五月廿四日 割庄屋

清行利兵衛

右村々

御役人中様

此状平谷を受取、本廿四日夕直ニ熊野村へ送り申し候

[45] 助郷役割り当ての書付

織田家「御触状写帳」